

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K21054

研究課題名(和文) 災害・復興・差別 加賀藩の「御救」を例として

研究課題名(英文) Disaster/Reconstruction/Discrimination; Case of Kaga clan's "Osukui"

研究代表者

丸本 由美子 (Marumoto, Yumiko)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：60735439

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：加賀藩は、1670年、風水害による飢饉の被災者を扶助するため「非人小屋」と呼ばれる収容施設を設置した。その小屋は、名称の変更や移転を経つつ、幕末の廃藩置県まで維持される。しかし、約200年もの長命を保った組織でありながら、その運営や、そこで生活した人びとの実態への検討は手薄であった。当研究では、小屋の運営に直接携わった藩吏の記録を元に、非人小屋の具体像を再構築した。

研究成果の概要(英文)：In 1670, Kaga clan established "Hiningoya", to prevent the victims of famine from dying. The institution was maintained until the end of the Tokugawa period. But, even though it was an organization maintained for about 200 years, its management and the life of the inmates are not considered. In this research, based on records of bureaucrats who directly engaged in the management of the institution, we reconstructed the real image of "Hiningoya".

研究分野：日本法制史

キーワード：救恤 加賀藩 非人小屋

1. 研究開始当初の背景

困窮者への扶助は、いかなる時代のいかなる社会においても、それぞれの特性に応じた形で成されてきた。江戸時代の日本におけるそれは、概して、実施の期間は短く、内容は実施主体の意向によって大きく変動する、不安定な性質を有している。

しかしながら、加賀藩におけるそれは、困窮者への扶助を想起に制度化し、恒常的に維持・運営した特性を持つ。その象徴ともいえる組織が「非人小屋」である。

加賀藩の困窮者扶助をテーマとする研究は、1960年代から70年代にかけて盛り上がりを見せたが、現在は低調傾向にある。また、加賀藩の被差別民、特に非人を取り上げる研究についても状況は同様である。

その一方で、現代の防災に役立てる観点から災害史の見直しの動きが高まっており、また、災害からの復興と福祉との関わり、それに根差す差別は古くて新しい問題である。しかし、北陸の圏内を舞台とする研究は少ない。

以上を総括して、加賀藩の困窮者扶助に関する研究においては、取り上げる時代は藩政の前期に偏り、被差別民研究の主題には「非人」が手薄く、災害からの復興に焦点をあてた先行研究は絶対数が少ない。また、困窮者扶助と被差別民の関連についての検討も発展途上にある。

2. 研究の目的

加賀藩非人小屋は17世紀の寛文飢饉に対応するために創設され、明治の廃藩置県まで維持された。だが、その性質は、時代とともに変化している。人々の「非人」に対する蔑視が、その要因の一つである。天保飢饉による、困窮者の動的な大量発生を受け、差別を回避できる収容所として「御救小屋」が置かれた。両小屋の運用実態の相違や収容者の認識から、江戸時代後期の加賀藩が構築した、施設収容を核とする困窮者扶助施設の実像を示す。

新世社の研究テーマを鳥瞰図的に表現するなら、「扶助の法制史」であり、当課題はこれを全うするための第一段階である。

ある程度まとまった史料の残る困窮者収容施設に絞って例を挙げれば、加賀藩には寛文の飢饉に際して置かれた「非人小屋」と天保の飢饉に際して設置された「御救小屋」の二種があった。困窮者を収容し、必要な医療と衣食住を提供し、体力の回復と生産現場への復帰を促す基本機能において両者に違いはない。さりながら、当時の人々が抱く印象においては、両者には異なる色彩が付与されているように思われる。それを端的に表すが、小屋での生活を経験した者が再び自立した(支給品に頼らずとも、自分の稼ぎで衣食住を賄える)生活に回帰するために必要な、「就職」である。寛政年間に成立した「笠舞

非人御小屋方」(書冊標題「九拾歳者御扶持方/笠舞非人御小屋方/蔵宿方/津出方」)には、非人小屋から退所した者の再就職に困難が伴ったこと、そしてその緩和のために藩が講じた対策が記録されており、当史料成立以前から「小屋収容者の就職問題」は発生し、認識されていたものと想定される。それに対して、御救小屋に関しては、収容者の雇傭を予定する雇用主からの「非人小屋に入っているのは雇いにくいので、御救小屋に身柄を移してほしい」という趣旨の申請書が出されている。また、御救小屋の運営にかかる物資や資金を町人が寄付する例があったことは史料に数多く残っているが、非人小屋へのそれは未見である。

この両施設の違いを、運営に関する記録から確認する。

3. 研究の方法

非人小屋の運用を担当する人員は、月番で担当する金沢町奉行と御算用場奉行をトップに、与力、足軽が配置されていた。彼ら、特に、現場で実務を差配する与力らは、しばしば詳細な職務マニュアルや、運営記録を書き記している。具体的な史料名を挙げれば、先に示した「笠舞非人御小屋方」のほか、享保17年(1732)成立の「非人小屋前より格二相立て候品々帳」、天明3年(1783)「非人小屋裁許勤方帳」、寛政4年(1792)「非人小屋御救方御用方留帳」、寛政7年成立と推定される「新川郡御小屋入御救人帳」など、数点がまとまった書冊として残っている。また、寛政年間に御算用場奉行として非人小屋主付を務めた永原大学は、小屋創設時の理念と、その通りには動いていない寛政年間の現状を記した「寛政二年七月五日御用番山城殿御渡(ムシ)題紙之写」なる一紙を残している。

標題からして非人小屋関連の内容を有することが明白なこれらの史料に加え、申請者は「御算用場格帳」「御算用場二而相勤申候格品々」の、一見、小屋の運営とは関わりの薄いタイトルの両書冊の中にも、非人小屋の予算配分や、運営の資金調達に関連する記述が含まれることを発見した。同様の事例は、「金沢廻道橋方毎日罷出勤方帳」にも見いだせた。

これらのうち、前者は、その史料がまとめられるまでの時期の小屋の運営を極めて具体的かつ詳細に記す。たとえば、与力や足軽の勤務のシフト、小屋の設備、それらが傷んだ際に修繕に用いる資材、入居者に支給される食糧や日用品、衣類の内容、外出時の門限、門限を破った際の処断、外出時の注意事項、火災発生時の避難手順、病人への対処、入所中に生まれた子どもの扱い、生活上の注意、乱心した町人を一時的に小屋の「縮所」に収容すること、など非常に多岐にわたる。小屋からの外出は認められたが、城下の住民とト

ラブルを起こさないよう、念を押されている点が興味深い。また、どのくらいの時期からそのような対処がなされたのかは定かではないが、人員が削減されて補充がなく、人手不足を補うために入所者の中から適任者を選んで運営の補佐をさせたこと（「非人小屋前より格二相立て候品々帳」）が見え、彼らのことであると断言はしかねるが、「非人小屋頭」や「非人役人」の名称も記録されている（「非人小屋裁許勤方帳」）。これらは、非人小屋の入所者として「非人」と呼ばれた人々の生活の記録であり、彼らを藩がどう扱ったかという記録である。

後者は、断片的ながら、小屋で推奨された日用品製作作業に入所者が従事すると手当が支給されたこと、そのうえで製品を城下で販売し、利益を小屋の運営費用や、退所者に支給する一時金などの必要経費に充てたこと、支給品の調達方法、といった、小屋の財政面に特化した記録である。成立年には文化・文政の年号が記されているが、小屋関連箇所は「寛文十年」と書き起こされ、簡略ながら、1世紀を超える射程の編年体の記述となっている。これらは、標題に「非人小屋」や「御救」といった明白なキーワードを含まないためか、先行研究で参照されることがほぼなかったものである。

これらを相互に対照し、総合的に検討することで、従来、解明が後回しにされてきた非人小屋入所者であることから「非人」と呼ばれた人々の具体的な暮らしを明らかにし、申請者が先に拙著にて整理した「御救小屋」のありかたとの対比を可能にする。

4. 研究成果

(1) 小屋の財政

非人小屋で支出する所作銀は、算用場印を捺印した切手のやり取りで行われた。切手は、通常役銀奉行が保管し、執行の際に小屋裁許与力が受けだす扱いとされていた。無論、使用後は役銀奉行に返却し、その際に算用場印を消していた。

小屋の設立時、藩は10貫目の貸付を行ったが、これは延宝8年（1680）までに返済がすんでいた。その原資は「所作の利分」、つまり入所者の作業から出る利益である。返済終了後は、「前々所作銀利足」から小屋の運営費と入所者の作業に対する支給銀を賄い、余剰を御郡方へ貸与、その利子を運営費に充当していた。また、非人小屋では、必要な物品は購入するほかに、收容者自身が製作する場合もあった可能性がある。貸付の利息で「備品を調えた」という記述があり、また、小屋の修繕を、資材を調達して入所者自身が行い、経費を抑えていたという記述があるからである。支出の中には、「必要物品の材料」の購入費が含まれた可能性がある。

小屋入所者に支給する日用品や衣料品は入札で納入業者を決め、小屋で作った苧かせの買い取り業者には、役銀を年に銀20枚、

切手紙20枚を支給することとなっていた。

(2) 人員配置

創設の時点では、算用場奉行2人、町奉行2人、与力4名、町医師4名の名が挙がっている。元禄飢饉時には足軽が「金沢中小路々々辻」見回り、行き倒れている者を見つけては小屋に連れて行ったと記録されているが、この時点では足軽が配属されたとの記述はない。

享保17年「非人小屋前より格二相立て候品々帳」には人員が削減されたので「非人のうちから」適任者を選んで業務の補助をさせていることが見え、また、同書冊に収録された「金沢廻道橋方毎日罷出張」からは、非人小屋に配属されていないものも、見回りで行き倒れを見つけた場合は小屋に連れて行く対処を取っていたことがわかる。

天明3年「非人小屋裁許勤方帳」に記された運営体制は、裁許与力と推定される者4名、足軽が3種類（人数不明）、非人役人41名、非人町廻り役人（人数不明）、非人小屋頭（人数不明）で構成されている。「非人～」と始まる役職名は、入所者のうちから選出された、いわば「役員」であろう。

寛政4年「非人小屋御救方御用方留帳」では、裁許与力5名、非人小屋御用定役足軽8名（うち3名江戸在府）、医師5名、御用町人4名、横目足軽5名の名が記されている。

(3) 小屋の設備

創設時には「45棟」と伝わるが、詳細は不明である。

宝永4年、享保18年に入所者の人数に応じて建屋を増減させた記録があるが、これもその内訳や、建屋の用途は不明である。

天明3年の時点で、入所者用の小屋が25筋、「役所」、蔵、物置があったこと、それらの屋根坪が2000坪余り、敷地面積は全体で6000歩、と記録されている。また、入所者が傷んだ小屋を修繕して経費を抑えた、という記述が残るのもこの時期である。

(4) 管理・運営のための規則と手順

入所基準、入所者の生活規則、入所者管理、退所時の対応、各種報告書・申請書様式といった内容も前述した史料群には含まれている。特に分量を割いてある内容としては、入所基準、生活規則、小屋の運営に当たる与力らの業務内容（裏面から見れば、これは同時に入所者の守るべき規範でもある）である。

入所基準は、基本は「鰥寡孤独療疾」に該当すること、つまり、独立して生計を立てることが困難であり、かつ、親類縁者等による不要を受けられない者、である。但し、飢饉に代表される非常事態においてはこの限りではない。

入所に際しては、担当者の当人への聞き取りだけで入所資格の確認を済ましていた時期もあったようであるが、それは改め、書面

による客観的な証拠用意させ確認するように、との指導がなされている（「笠舞非人御小屋方」）。

入所中は、各人の体調や技能に応じた可能な範囲での労働が推奨され、それへの報酬が支給された。優れた技術を身に付けたものは、入所中に小屋の外部から舞い込む依頼も受注して良いとされ、将来的にはその腕を生かして自立することが推奨された。そして、日中、入所者が製作した日用品の販売などのために小屋を出入りすることも認められ、外出時には小屋一筋につき 20 枚を配置した「札」を携帯すること、とされていた。しかし当然のことながら、無軌道な行動が認められたわけではない。外出時に小屋の外部の人間とトラブルを起こさないように注意すること、門限までに戻らない場合は脱走と看做すこと、夜間の火気の使用の制限、警沢品の所持禁止、面会の規則、などが見える。規範にそむけば、小屋からの追放も含む罰則が科せられた。小屋からの出入りがコンスタントにあったことは、定期的に入所者の総数を確認し、増減を報告することが与力らの仕事として定められていることから読み取れる。

無論、脱走だけが退所事由であったわけではない。言うまでもないことだが、藩は、就職や、扶養してくれる身寄りを見出したことによる速やかな退所を、入所者の望ましい進路と想定しており、実際にそのような記録も残っている。特に再就職については、雇用主の希望があれば就職場所は在方・町方を問わず、また、藩士が雇入れを望む場合は何人でも雇っていいとしている。加えて、就職のための藩からの側面支援として、就職時に本来立てるべき請け人を立てなくてよく、かつ疾病等で自活困難となった場合は、再び身柄を小屋に引取、雇用主の負担を軽減することによって雇用のハードルを下げる方針を立てている（「笠舞非人御小屋方」）。これは、藩が再就職を促進していたことと、それに困難が伴っていたこと、双方の事情を語るものであろう。附言するならば、小屋入所中の作業とそれへの対価の支給は、「働いて稼ぐ」営みを入所者に意識させ続け、スムーズな社会復帰を促すための手段でもあったように思われる。

これによって、「非人小屋入所者である非人」の実像に一步近づいたものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

丸本 由美子 加賀藩非人小屋の生活と規範 加賀藩における「非人」の一例
法制史学会 大会 20170604 京都

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丸本 由美子 (MARUMOTO Yumiko)
金沢大学・法学系・准教授
研究者番号：60735439

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()